

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：平成22年6月11日（諮問第55号）

答申日：平成22年11月17日（答申第49号）

内容：「平成22年1月26日から現在迄の間で（株） が食品の異物に付いて相談もしくは報告した際に作成された行政文書一切」の公文書非公開決定（存否応答拒否）に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「平成22年1月26日から現在迄の間で（株） が食品の異物に付いて相談もしくは報告した際に作成された行政文書一切」（以下「本件対象公文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成22年4月11日付けで、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して本件対象公文書の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。（平成22年4月13日、公文書公開請求書を実施機関が収受した。）

2 実施機関の決定

同年4月22日付けで、実施機関は、本件公開請求に対し、次に掲げる理由により、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（公文書の公開をしない理由）

請求に係る内容は、特定の法人に関する情報であることから、請求に係る公文書の存否を答えるだけで、当該法人の社会的信用を損なうなど、法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある情報（条例第6条第2号）であるため、条例第9条の規定によりその存否を明らかにしない。

請求に係る内容は特定の法人からの相談に関する情報であることから、請求に係る公文書の存否を答えるだけで、相談の受理及び処理業務等の適正な遂行に著しい支障を及ぼす情報（条例第6条第6号）であるため、条例第9条の規定によりその存否を明らかにしない。

3 審査請求

同年5月4日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）

に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

個人情報を除く部分公開決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

本件は、条例第6条第2号、同6号には、該当しない。

よって、条例第9条は、適用されない。

なぜならば、本件公開請求での株式会社（以下、と）の「異物」に関しては、滋賀県が所管する保健所で「異物」に付いての相談を開示しているからである。法律は、行政庁で、同等に扱われなければならない、警察と保健所で、法律解釈が異なれば、困るのは、国民である。今回、滋賀県の警察と保健所とで、同じ請求に対して全く違った決定になっている事から、本件審査請求を行った。

（2）意見書

条例第6条第2号について

諮問実施機関は条例第6条第2号を根拠に、実施機関が行った本件処分を支持した。しかしながら、本件は、条例の運用に誤りがある。条例第6条第2号であるが、確かに、実施機関や諮問実施機関が主張する様な考え方で運用もある。しかし、本件は、条例第6条第2号但書部分（「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」）に該当する。

本件は、条例第6条第2号但書部分に該当する為、公開決定しなければならない。以下、理由を述べる。

が製造した製品の中から、異物（以下、検体と言う）が発見された。その検体を に調べさせたところ、「（異物）」である事が判明した。その「（異物）」が（異物）であるのかどうかは不明であるが、側は、それ以上は、調査は行わないと、検体発見者に報告している。その為、検体発見者は、自らの住所地を管轄する保健所や警察の教示を前提に、に対して、検体の返還を求めたが、は、未だに、検体発見者に検体を返還していない。又、は、工場を管轄する保健所の上部団体である滋賀県食品安全監視センター（以下、センターと言う）からも、検体を検体発見者に返還する様に教示を受けていたにも関わらず、これを無視している。

その後、の代理弁護士と称する人物から、検体発見者に書面が送付された。それによると、は、検体発見者には、検体が（異物）であるのかどうか、調査は行わないと言いながら、その検体に付いては、第三者機関に検査に出している内容の書面であった為、検体発見者は、に対して、もし検体を検査に出しているのであれば、その第三者検査機関の名称とおおよその検査期間を、センターと

検体発見者の管轄する保健所に対して、書面で回答する様に通告しても、これを無視している。

少なくとも、は、小さい子供が食べる菓子類の製造等を行っており、しかも、（異物）の可能性のある検体が製品から発見されているにも関わらず、前記記載した対応である。

本件は、「食品衛生法」に違反している可能性がある事案なのに、法人の権利や、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという理由での非公開決定には、呆れて物が言えない。

又、の代理弁護士と称する人物は、滋賀県警察に、本件を報告、相談したと言っている以上、事実確認を行うのは、当然の事である。

は、不特定多数の国民が食する食品の製造を行っているにも関わらず、本件について非公開であれば、我々国民の「食の安全」が脅かされる結果になる。

よって、本件は、当然、個人情報を守りながら、部分公開決定しなければならない事案であり、条例第6条第2号但書部分に該当する。

条例第6条第6号について

諮問実施機関は、条例第6条第6号についても、非公開決定の理由に挙げているが、この第6号ア～オ迄、本件に該当するものがない。

よって、「事務に支障が出る」という理由は、単なる、非公開にする為だけの詭弁に過ぎない。

その他の主張

本件は、条例第6条第2号但書以外にも、条例第7条第1項及び条例第8条が適用され、公開されなければならない。少なくとも、滋賀県の保健所の公開請求に至っては、これらを適用したからこそ、公文書が公開されたのである。

諮問実施機関や実施機関の主張は、法人の権利を守る為、云々と理由を付けて非公開決定の正当性を主張しているが、結果的には、本件で、食品衛生法違反の疑いがある法人の権利を守っているに過ぎない。

条例は、法令遵守している法人の権利を守る為の法律であって、法令遵守も行われていない、又、国民の「食の安全」に関して、脅かされかねない事案の法人に付いて、非公開決定とは、言語道断である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った非公開決定（存否応答拒否）は妥当である。

2 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保証する必要があることから、事業活動に係る情報を公にすることにより、当該法人等又は個

人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とすることを定めている。

本件公開請求は、特定の法人が「食品の異物について」という特定の内容についての警察への相談、報告に関して作成された公文書に対してなされたものであることから、当該文書の存否を明らかにすると、特定の法人からの特定の内容の相談の有無が明らかとなり、当該法人の消費者との信頼関係及び取引先との関係の悪化、新たな取引先契約への支障、更には企業としての社会的信用の低下といった様々な不利益を被ることが予想され当該法人の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

よって、食品の異物についての事実関係がすでに広報され報道機関を通じて公になっている場合は別として、本件請求のように事実関係が判然としていない状態で、請求対象文書の存否を答えることは、条例第6条第2号の法人等に関する情報の非公開事由に該当するといえる。

3 条例第6条第6号該当性について

(1) 警察が行う相談業務について

警察が行う相談業務は、県民生活の安全と平穩に係る種々の相談に応じ、防犯的見地その他警察目的から、個々の事案の解決又は解決への助言・支援を行い、相談に係る個々の事案の解決等を通じて警察の責務の的確な遂行と警察運営に資するための警察業務であり、その内容は、主に犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穩に関すること、その他警察に対する意見、要望など、警察行政の広範囲にわたるもので、「滋賀県警察警察安全相談等取扱要綱 平成13年3月29日滋賀県警察本部訓令第5号（以下「相談要綱」という。）に基づき処理されているものである。警察に対してなされる相談の中には、その内容が端緒となって犯罪捜査を開始する場合もある。

更に、相談者及び関係者の権利利益の保護については、相談要綱の第3条第3項第1号において、相談者及び関係者のプライバシーなど、秘密を保持することに留意することが明記されており、警察と相談者等との信頼関係がその根幹をなしているものといえる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

警察が取り扱う相談業務は、相談者を含む関係者の人権等の権利利益が尊重され、かつ秘密の厳守も図られるという信頼関係の下に成り立つものである。また、警察に対して相談する者は、人に言えない様々な事情や差し迫った状況で警察へ相談に訪れることが多く、その相談内容は相談者を含む関係者等の実体験に基づくものであり、内心、身上等個人の権利利益に係わるものを含んでいる場合が多い。

よって、当該相談者が警察に相談に行った事実が判明し、とりわけその相談の内容が犯罪に関連すると思料される事案である場合、当該相談者が関係者から不当な圧力を受け、更にはその生命、身体等が危険にさらされるなど、その権利利益が著しく侵害されるおそれがある。

このような情報が公開されることになれば、秘密厳守を前提にして警察に相談した者の警察に対する信頼が失われることになるばかりか、今後、相談しようとする者が、自

分が相談したという事実や内容も公開され、相談した事実が関係者に判明するのではないかなどといった不安を抱いて、警察へ相談等に行くことを躊躇することとなり、その結果、犯罪等が警察に通報されなくなるおそれがある。

本件請求内容は、特定法人による特定の内容の相談等に対して公開請求されていることから、本件公文書の存否を答えるだけで、特定の法人の関係者が「食品の異物について」という特定の内容について相談、報告した事実の存否まで判明することになり、相談者が警察に相談することをためらわせることになりかねず、警察の相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号の事務の円滑な実施を困難にする情報の非公開事由に該当するといえる。

4 条例第9条に基づく存否応答拒否決定について

本件請求は特定の法人名を挙げて特定の内容について警察に相談もしくは報告された行政文書につき公開請求している。したがって、本件請求に対して対象文書の存否が明らかになれば、名を挙げて特定されている法人が特定の内容について、警察に相談もしくは報告された事実の有無が公開されることとなり、非公開情報が公開されることになるのは明らかであり条例第9条に該当する。

5 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、行政庁は法令の解釈については同等に扱わなければならない。滋賀県の警察と保健所とで、同じ内容の請求に対して全く違った決定になっていることから、審査請求を行った旨主張するが、保健所は地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図るために設けられている機関で、主な業務として、食品衛生・環境衛生に関すること、医事・薬事に関すること、健康づくり、保健福祉に関すること、感染症対策に関することなどを行っている行政庁であるところ、警察は警察法第2条により、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務としている行政庁であり、保健所が保有する公文書と警察が保有する公文書とは、文書の性格が異なっているのは当然である。

よって、請求内容は同一であっても、全く別の実施機関である警察と保健所の公開・非公開の判断が異なることは、当然ありうるものである。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障

を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、公文書公開請求書の記載によると、「平成22年1月26日から現在迄の間で(株) が食品の異物に付いて相談もしくは報告した際に作成された行政文書一切」である。

本件対象公文書が存在しているか否かを答えることは、平成22年1月26日から平成22年4月11日までの間で(株) が食品の異物について実施機関に相談もしくは報告したという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることとなると認められる。

(3) 争点について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第2号および同条第6号の非公開情報を公開することになるとして、条例第9条に基づきその存否を明らかにしないで公開請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「本件は、条例第6条第2号、同6号には、該当しない。よって、条例第9条は、適用されない」として「個人情報を除く部分公開決定を求め」と主張しているが、諮問実施機関も本件処分が妥当であるとしていることから、本件存否情報の非公開情報該当性について以下検討する。

(4) 本件存否情報の条例第6条第2号該当性について

まず、本件存否情報の条例第6条第2号該当性について検討する。

条例第6条第2号は、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものなどを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「当該法人等または当該個人の権利」とは、財産的な権利に限らず、信教の自由、学問の自由等、法的保護に値する権利一切を意味し、「競争上の地位」とは、競争関係にある事業における有利な地位を意味すると解される。また、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等事業の運営上の利益を広く含むものと解され、代表的な事例として、次に掲げる情報が考えられる。

ア 製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウまたは企業の商品売上額、取引先リスト等販売、経営上の情報で、公にすることにより法人等または事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

イ 経理、人事、組織等法人等内部管理に関する情報で公にすることにより法人等または事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるもの

ウ 競争または内部管理の概念で捉えられない情報であって、公にすることにより法人等または事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められるもの

本件存否情報を明らかにすると、(株) の商品が犯罪と関わる可能性を想起させ、(株) の消費者との信頼関係及び取引先との関係の悪化、新たな取引先契約への支障、更には企業としての社会的信用の低下によって、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

審査請求人は、本件存否情報が条例第6条第2号但書(人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)に該当する旨を主張するが、審査請求人の主張からは条例第6条第2号但書に該当する事情は認められない。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第2号に該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

(5) 本件存否情報の条例第6条第6号該当性について

次に、本件存否情報の条例第6条第6号該当性について検討する。

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

警察が行う相談業務は、相談者等のプライバシーなどの秘密を保持することに留意して行われるべきものであり、警察と相談者等との信頼関係がその根幹をなしているものといえる。

本件存否情報を明らかにすると、秘密厳守を前提にして警察に相談した者の警察に対する信頼が失われ、また、今後警察に相談しようとする者が、自分が相談したという事実や内容も公開され、相談した事実が関係者に判明するのではないかなどといった不安を抱いて、警察に相談することをためらわせることとなりかねず、警察の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

審査請求人は、条例第6条第6号アからオまでに本件に該当するものがないと主張するが、条例第6条第6号アからオまでは、典型的なものを例示的に列挙したものであって、これら以外の事務または事業については、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定されており、警察の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはこの包括的な規定に含まれるものであることから、審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第6号に該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「滋賀県の警察と保健所とで、同じ請求に対して全く違った決定にな

っている」と主張しているが、「警察に相談した際に作成される公文書」と「保健所に相談した際に作成される公文書」は異なるものであり、対象を異にする公文書公開請求に対する決定が異なるものとなったとしても、実施機関の条例解釈に誤りがあるということとはできない。

また、審査請求人は「 の代理弁護士と称する人物は、滋賀県警察に、本件を報告、相談したと言っている以上、事実確認を行うのは、当然の事である」と主張しているが、この条例に定める公開請求権は、何人に対しても等しく認めるものであり、公開請求者が誰であるか、公文書に記録されている情報の利害関係者であるかなどの個別事情により、公文書の公開、非公開の判断に影響を及ぼすものではないため、審査請求人の主張は認められない。

審査請求人は、意見書等によりその他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、本件存否情報は条例第6条第2号および同条第6号に該当すると認められるので、本件対象公文書の存否を答えることは条例第6条第2号および同条第6号の非公開情報を公開することになるとして、条例第9条の規定に基づきその存否を明らかにしないで公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成22年6月11日	・滋賀県公安委員会（諮問実施機関）から諮問を受けた。
平成22年7月2日 （第182回審査会）	・事務局から事案の説明を受け、審議を行った。
同日	・諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成22年7月12日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成22年7月26日 （第183回審査会）	・諮問実施機関から口頭説明を受け、審議を行った。
平成22年9月1日 （第184回審査会）	・審議を行った。
平成22年9月17日 （第185回審査会）	・審議を行った。
平成22年11月4日 （第186回審査会）	・答申案の審議を行った。